

令和元年
第 1 1 回那須塩原市教育委員会
定例会 会議録

那須塩原市教育委員会

〔○期日：令和元（2019）年9月25日（水）
○会場：西那須野庁舎3F304会議室〕

那須塩原市教育委員会定例会

1 期日

- 令和元（2019）年9月25日（水）
 - ・開会：午後 3時00分
 - ・閉会：午後 4時50分

2 会場

- 西那須野庁舎 3F 304会議室

3 出席委員

- 教育長 大宮司 敏夫
- 委員 神島 仁誓
- 委員 臼井 祥朗
- 委員 田村 伸之

※前回会議録署名委員

神島 仁誓 委員
田村 伸之 委員

4 説明のため出席した事務局職員

- 教育部長 小泉 聖一
- 教育総務課長 平井 克巳
- 学校教育課長 小泉 秀夫
- 生涯学習課長 栗野 誠一
- スポーツ振興課長 小高 裕一
- 国体推進課長 増渕 剛

5 事務局職員

- 教育総務課長補佐 金子 嘉
- 学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 渋井 尚子
- 教育総務課総務係長 三宅 和幸

6 傍聴人

○ なし

7 教育長報告

○ 非公開

8 付議事件

【議案】

- (1) 議案第1号 「那須塩原市立学校における働き方改革かがやきプラン～すべては子供たちのために～」の策定について (学校教育課) …可決

【報告】

- (2) 報告第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算（教育費関連）の概要について (教育部)
- (3) 報告第2号 教那須塩原市青少年健全育成協議会委員の任命について (生涯学習課)
- (4) 報告第3号 区域外就学及び指定校変更について (学校教育課)
- (5) 報告第4号 令和元年度準要保護児童生徒の認定について (学校教育課)

■会議録

1 開会

- 午後3時00分、大宮司教育長が令和元年第11回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

○大宮司教育長

ただいまから、令和元年第11回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○大宮司教育長

最近は、秋晴れの心地よい天気が続いておりますが、昨日の午後は突然、激しい降雨がございまして驚かれた方も多いかと思います。

さて、この三連休中に秋の交通安全運動が始まりました。私も昨日は朝から戸田の十字路に行きまして、街頭啓発活動を行いました。ちょうど近くにスクールバスの停留所がございまして、高林小学校に通学する戸田・穴沢地区の子どもたちがバスに乗ろうとした時、旧戸田小学校の方面からもう1台スクールバスが来まして、多くの子どもたちが楽しそうに乗車している姿を見ることができました。スクールバスで通学しておりますので、交通安全上は問題ないかと思いますが、通勤等の車が多数往来する場所がございました。各所で実施されましたこの活動が交通安全意識の向上に役立ってほしいと強く思う次第でございます。

いよいよ気が付けば9月も終わりに近づき、本市は二期制でございますので、前期のまとめの時期となります。

また、今月開催されました体育祭につきましては、無事に終えることができ、前期の主だった行事は全て終了いたしました。今後は秋休みを挟み、後期に向かって進みながら、子どもたちにとって夢のある学校生活が続くように先生方と共に努めてまいりたいと思っております。

本日は、お手元にございます会議次第のとおり、学校における働き方改革のプランが出来上がりましたので、議案として提出させていただいております。委員皆さまから、様々な御意見をいただければ幸いです。このプランは先生方にとっての要素もございますが、結果的には子どもたちに還元されるということに繋がると切に思っておりますので、後期からその効果が発揮できるように、当初のスケジュールを前倒して作成したものであります。この他にも報告案件がございますので、慎重かつ効率的な審議ができますよう御協力をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 令和元年第10回定例会の議事録の承認を求めたところ、神島委員及び田村委員が指名され、内容に異議なく会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○大宮司教育長

続きまして、4の「教育長報告」でございます。ここで皆さんにお諮りいたします。教育長報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思っております。なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要となりますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○大宮司教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

<議案第1号について>

○大宮司教育長

5の「付議事件」に入ります。

それでは、議案第1号「那須塩原市立学校における働き方改革かがやきプラン～すべては子供たちのために～」の策定について

事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

「那須塩原市立学校における働き方改革かがやきプラン～すべては子供たちのために～」を別冊のとおり策定するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

はじめに昨年度の実態調査の結果でございます。心が痛む内容でございました。

今後、国においては学校外における活動も働き方改革の時間数に算入する予定でございます。時間外勤務の上限時間数は、月４５時間、年間３６０時間であることから、並大抵の改革で達成することはかなり難しいという感じを受けております。

来年４月からは、小学校において外国語科が新設され、５・６年生の外国語の授業数は、年７０時間となり先生方の負担増にさらに拍車をかけることになるかと思われます。いかに今まで取り組んできた業務の全体量を効率・効果的に整理できるか考えていく必要がございます。

さらに、国においては「本来学校では取り組むべきではない。」、「取り組むものでも主たるものではない」、「本来取り組むべきものである」という三つに業務を分けるという踏み込んだ提言を打ち出してきていることから、昨晩はＰＴＡ会長様方や保護者の皆さまに、この様な教育情勢や働き方改革の取り組みについて御理解をいただきたく、御説明させていただく機会を設けさせていただきました。午後７時１５分から始まり御説明の後、大変積極的な意見が相次ぎまして、予定していた時刻を超え終わったのが午後９時前でございました。いずれも前向きに捉える内容でございました。私たちも大変有り難い気持ちでございました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、神島委員。

○神島委員

この資料を拝見いたしまして驚きました。学校の勤務時間外に仕事をされていた時間数と自宅に持ち帰り仕事をされている時間数がございますが、これは那須塩原市に限ったことではなく、他市町と比べてどんな状況にあるのでしょうか。それから、学校で仕事をされた後に自宅にも仕事を持ち帰っている場合でなど、御説明いただけると有難いです。

○大宮司教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

はじめに、他市町と比べていうことについては具体的にはわかりませんが、全国調査において、月８０時間を超える教職員の割合が小学校では約３割、中学校では６割と言われております。全国調査では土日祝日を含んでおりますので、本市がもし土日祝日を含んだ場合、同じような結果になるのではないかと考えております。

次に自宅への持ち帰りに関しましては、学校で仕事をした後に自宅にも仕事をもち帰っている場合まで読み取ることはできませんが、実際に家庭において主婦をなさ

っている方は、学校ではなかなか夜遅くまで仕事をすることはできません。仕事を持ち帰り食事の準備をしてその片づけまで終わった後、ようやく仕事ができるのです。特に小学校の先生方は、学校にいる時間はテストの採点すらできないという状態ですので、自宅に帰ってからしかできないと思われます。中学校の若い先生方は学校で遅くまで仕事を行い、自宅に仕事を持ち帰らない場合もあるかと思います。学校種や年齢に関係なく学校に残っていてそれでも終わらず、家に帰ってからも仕事を行う先生方も多いのではないかと思います。

○大宮司教育長

はい、神島委員。

○神島委員

資料を拝見いたしますと、時間的に少し余裕がある先生とそうでない先生がいるように見受けられてしまう数値がございます。数値の捉え方だとは思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○大宮司教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

仰るとおりの部分もあるかもしれません。中には時間の使い方が上手い方やそうでない方、もしかすると本当に時間的に余裕がある方もいるのかもしれません。その点については、校長が校務分掌を決めておりますので、もう少し工夫しなければならないという現状はあるのかもしれません。

今後は、働き方改革の中で支援していきたいと思っております。

○大宮司教育長

本市の場合は教職員ネットワークや校務支援システムを運用しておりますので、家庭に校務を持ち帰りインターネット回線を利用して、校務ができる仕組みがあります。それがあっても意味を持ち帰り残業を容易に行うことができる環境であると思いますが、学校教育課長が話したとおりワークライフバランスの関係でどうしても小さなお子さんのお世話や介護・家事等があり、学校で遅くまで校務を行うのが困難であることから、自宅においても学校で残業するのと同じ校務ができるこのシステムを上手に利用してもらいたいと思っております。

今回の結果は本当に驚くべき事ですが、これがある意味実際の現状でございます。この現状をいくら工夫しても限界があるかと思えます。先生方は必要のない業務を行ってきたのではありませんので、いかに今まで行ってきた業務を先生以外の皆様にも支えてもらえるような仕組みを構築しなければならないのではないかと思います。地域学校協働本部事業などは、正にひとつの業務を先生以外の皆様にも支えてもらえる方法ではないのかなと思っております。全国的にはこういった取組は進んでおり、効果を挙げている事例もございますので、その様な取組に関わりが持てる状態にある皆様

に御支援していただく発想も大切なのかなと思う次第でございます。少々専門的になりますが、校種毎に先生の定数配当が決められておりますので、小学校よりも中学校、中学校よりも高等学校の方がその配当率は高いのが現状でございます。本来であれば義務教育、小学校にはもう少し手厚く、教職員を配置するような基準を考慮していただけると喜ばしい限りでございます。実際のところ学級担任制度の小学校においては、非常に先生の空き時間が少ないという実態がありますので、その辺から変えていくというのも一つの方法ではありますが、最終的には教職員の定数を増やすというのが解決策になってくるのだらうなと思います。

しかしながら、国では少子化によって子どもの全体数が減少していけば必要となる教職員の定数も減少していくという、厳しい考え方もあるのが現実でございます。

はい、臼井委員。

○臼井委員

資料を拝見いたしますと、過労死という言葉も折節に見受けられ、私も先生方の御苦勞はいかほどのものなのかという思いがございます。

働き方改革というのは、ここ数年発せられている言葉でございます。先生の多忙感というのが久しく言われる中、制度的な事柄やお仕事の要素というのもあると存じますが、やはり働き方改革というのは意識改革かなと思います。

実はある学校では、この三連休の時にも若い先生方がいらっしゃってお仕事をなさっていたので、先生方にお休みの日くらい、学校にいらっしゃらなくてもとお声をかけたのですが、学校の方が落ち着いて仕事ができると仰っておりました。やはり日本の教育の中で先生方が一生懸命に尽力されてこられた結果、国民の力が上がってきたというのが根底にあるかとは存じますが、先生方にも長年に渡り染み付いてしまった地域への支援、例えば朝、先生方が本来であれば勤務時間に出勤すればよろしいかと存じますが、横断歩道や学校周辺の道路に早い時刻からいらしています。また、お休みの時でも地域の様々な行事に参加してくれる先生方に対し、周囲の保護者、地域の住民も「良い先生」、定刻に帰るよりも少し残るくらいのほうが「良い教員」という社会の風潮が根底にあり、そういう意識を変えていかないと、働き方改革を進めていく過程において、自ら新たな仕事を探してしまうのではないのかなと思います。

○大宮司教育長

学校に通う年齢の子供たちは、学校で働いている人たちが「すべてを見る」のが当たり前という日本独特の教育文化があるかもしれません。最近、象徴的な報道が目に残りました。男の子が自分の父親に殺められたという悲しい出来事がございまして、男の子が学校から帰宅した後に家庭内で起こったことでしたが、なぜか記者会見を行ったのは学校でございました。学校で先生が記者会見を行った報道を違和感なく受け取ってしまいがちですが、よく考えたら否な話です。家庭内で起こってしまった事件・事故について、なぜ学校が会見を行わなければならないのか、この事が日本の教育の特徴というか、他の国にはない日本の教育文化を象徴しているのかなと思います。日本以外の多くの国々の教育現場には当たり前のように学校の守備範囲がございまして、日本はその守備範囲の線引きが上手くできないまま膨らむだけ膨れてきているのではないのかなと思います。

しかしながら、働き方改革を進めていくには、冒頭で少々申し上げましたPTAの会長・保護者の皆様、地域の皆様に丁寧に御説明し、御理解を得ることが大切であることはもちろんこと、先ほど臼井委員のお話されたとおり、先生方の仕事に対する取り組み方や姿勢を変えていかなくてはならないと思います。

はい、臼井委員。

○臼井委員

プランの中に80時間を超える教員の割合を2021年度にゼロにするという目標がございまして。あと2年ほどでございまして、少々ハードルが高いのではという印象がございまして。

○大宮司教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

栃木県の目標が「0%にする」と掲げております。私たちは現実的には困難であり現状から申し上げて厳しいと考えていますので、「目指す」という表現にさせていただきました。教育委員会が工夫を凝らし、各学校の校長先生と連携を更に図りながら、学校の環境を整えることが必要であると思います。目標を掲げるだけではなく、そのためにみんなでできる事をやっていきましょうという気持ちで「目指す」という表現にさせていただきました。

○大宮司教育長

はい、臼井委員。

○臼井委員

目標を大きく下回った目標を立てることはできないと思いますが、栃木県が現場の実態をよく把握していないということでしょうか。

○大宮司教育長

国では一般企業に対して、同じレベルの条件を出しており、企業がこれを上回った場合にはペナルティを課すなど、厳しい取組をしております。文部科学省の担当者から直接聞きましたが、一般企業に対してペナルティを課しているにもかかわらず、官庁や学校ができないというのはいかなるものかと話されておりました。栃木県においても、そうした社会全体の流れを考慮したと推察いたします。

私として一番危惧しているのが、外見は達成しましたと報告をし、実態は違うというのがもし現場で起こるようなことがあったとしたら、これは本当に由々しきことではないのかと思いますので、やはり実態に沿った改善を本気になって進めていかなくてはならないと思っております。

はい、臼井委員。

○臼井委員

民間企業では経営者の努力により実践に導いていくかと思いますが、例えば市役所とか教育委員会にも当てはまるお話と思ってよろしいのでしょうか。

○大宮司教育長

その点につきましては、教育部長や各課課長も重く受け止めております。私たち自身も効率よく業務を実施しなくてはなりません。もちろん緊急事態が発生し、夜遅くまで業務を行わなければならないこともございますが、それ以外ではできるだけ早く帰るという意識を持っていかなくてはならないと思っております。

はい、田村委員。

○田村委員

私自身も、働き方改革に対し強いプレッシャーがかかっているところでございます。「有給休暇5日間」は計画的に取得させるような働きかけをしております。残業時間に関し労働基準監督署から厳しい行政処分がございますことも存じておりますので、残業をさせない経営を心掛けておりますが、どうしても経済状況によっては業務量が増減いたしますので、苦慮するケースもございます。

先ほど教育長さんからお話ございました改善というのは、私たちがやらなくてはならないことであり、無理、無駄、ムラを徹底的に無くし、効率的な仕事ができるようにしていきましようという意識付けを実践していくことが改善に繋がっていくのではないかと思います。微力ながら教育委員として、教育委員会にも御協力していきたいと思っております。

○大宮司教育長

委員皆さま、貴重な御意見大変ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますか。

いかかでしょうか。

○委員全員

意見はありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第1号「那須塩原市立学校における働き方改革かがやきプラン～すべては子供たちのために～」の策定については、原案のとおりで御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第1号について>

○大宮司教育長

次に、報告第1号「平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算（教育費関連）の概要について」を事務局から説明をさせます。

はい、教育部長。

○教育部長

【報告理由】

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算が令和元年第4回（9月）那須塩原市議会定例会の認定に付されるに当たり、教育費関連について、教育委員会に報告する。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

本市は歳出予算に占める教育費の割合が高いことから、より広く教育に係る情報を発信していく必要がございます。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

意見はありません。

<報告第2号について>

○大宮司教育長

次に、報告第2号「那須塩原市青少年健全育成協議会委員の任命について」を事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【報告理由】

那須塩原市青少年健全育成協議会条例第3条及び同条例施行規則第2条の規定に基づき、那須塩原市青少年健全育成協議会の委員を任命するに当たり、教育委員会に報告する。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

意見はありません。

<報告第3号及び報告第4号について>

続きまして、報告第3号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第4号「令和元年度準要保護児童生徒の認定について」は、関連がございますので一括して事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第3号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

【報告理由（報告第4号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からありました準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さまからの御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員。

○臼井委員

小規模特認校の中で、青木小学校に就学する児童さんが増えている印象がございましたが、青木地区にホースガーデンがあるのも影響しているのでしょうか。

○大宮司教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

最近の傾向として、青木小学校、波立小学校へ就学する児童が増えておりますが、その要因は様々であると考えております。交通の利便性の良さや落ち着いた環境の中での学校生活など、各学校における特色やその地域で感じる魅力が要因の一つかもしれません。

○大宮司教育長

ほかに御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

意見はありません。

○大宮司教育長

それでは、本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和元年第11回教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。